



各 位

平成 27 年 5 月 12 日

会 社 名 **杉田エース株式会社**  
代 表 者 名 代表取締役社長 杉田 裕介  
( J A S D A Q コード番号 : 7 6 3 5 )  
問 合 せ 先 常務取締役コーポ  
レートスタッフ部門長 横井 雅彦  
( T E L . 0 3 - 3 6 3 3 - 5 1 5 0 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 69 期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、募集株式の割り当てにより、議決権の過半数を占めることとなる株主が生じる場合に、議決権の 10 分の 1 以上の割合の議決権を有する株主が反対を通知したときは株主総会の決議が必要となります。但し当該議案の定足数は定款の規定により 3 分の 1 まで引き下げが可能となったこと、新株予約権を発行する場合についても同様となったことに伴い、現行定款第 15 条の一部を変更するものであります。

また、同法律により、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 27 条の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(決議要件)</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役、社外監査役</u>及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、<u>社外取締役</u>については 6 0 0 万円以上、<u>社外監査役</u>については 3 0 0 万円以上、会計監査人については 5, 0 0 0 万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(決議要件)</p> <p>第 15 条（現行どおり）</p> <p><u>2. 会社法第 206 条の 2 第 5 項及び第 244 条の 2 第 6 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3.（現行どおり）</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第 27 条（現行どおり）</p> <p>2. 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く）、監査役</u>及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、<u>取締役</u>については 6 0 0 万円以上、<u>監査役</u>については 3 0 0 万円以上、会計監査人については 5, 0 0 0 万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p>

3. 日程

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 27 年 6 月 26 日 |
| (2) 定款変更の効力発生日      | 平成 27 年 6 月 26 日 |

以上